平成２３年（フ）第３１３号
京都市伏見区向島善阿弥町30番地５　エスペランサ藤川207号室
債務者　徳田　昌己
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
鳥取県米子市両三柳2074番地
債務者　西郷竜太郎
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第７８号
宮崎県東臼杵郡門川町城ケ丘９番10号
債務者　伊藤　貴志
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１４８号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目17番７号コーポ幸202
債務者　仲宗根弘子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２７３号
北九州市小倉北区熊本３丁目16番１―714号
債務者　吉村　満子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３０４号
北九州市八幡西区清納２丁目６番20号
債務者　橋本亜裕美（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４号
兵庫県たつの市御津町中島886番地25
債務者　田中　礼子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第２４号
山口県岩国市元町４丁目12番20―407号
債務者　森崎　　薫
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第３０号
山口県岩国市南岩国町１丁目７番10―501号
債務者　窪　　道生
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第３３号
山口県大島郡周防大島町大字東安下庄774番地１
債務者　足立　鶴子
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１３９号
北九州市門司区柳町４丁目３番14号
債務者　由井久美子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５８号
北九州市八幡東区前田３丁目11番20―703号
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２２１号
北九州市八幡西区日吉台２丁目８番15号103
債務者　富岡　逸郎
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０号
鹿児島県鹿屋市田淵町789番地
債務者　坂元　義夫
1　決定年月日時　平成23年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第９５８号
栃木県宇都宮市中戸祭町3021番地２　レジデンス下田Ｃ―201、前住所栃木県宇都宮市上戸祭町2982番地41
債務者　出口　由加
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２０号
栃木県宇都宮市上戸祭町94番地44　ベルシオンＡ102、前住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町147番地３　ドミールカガワⅣ102号室
債務者　吉田　拓昭
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１９号
栃木県佐野市堀米町1648番地、住民票上の住所栃木県佐野市朝日町833番地１
債務者　川原井初枝
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係